

地域の支援者の協働による福祉体制の充実

■重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の充実

現状と課題

現 状

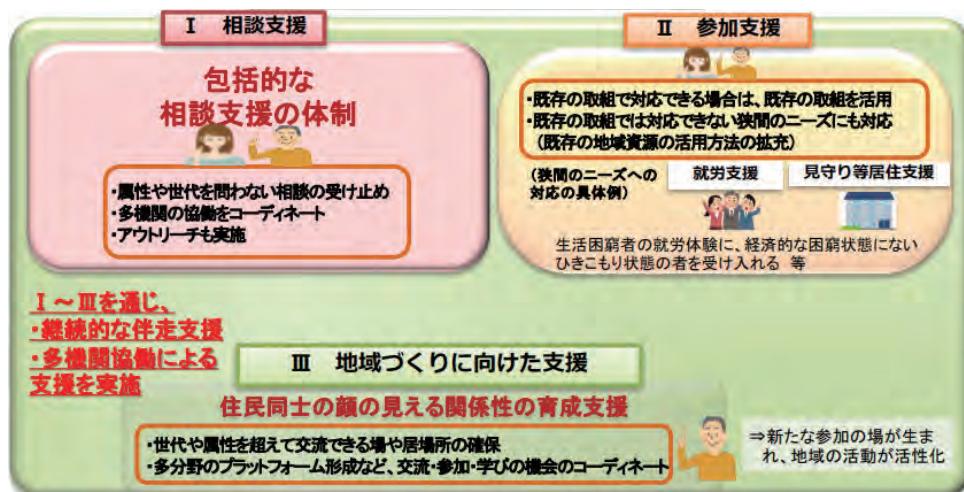
- 家族構成や地域社会の変容等により、福祉に関する法律や制度の改正が進む一方、制度の対象とならない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、行政需要の多様化、複雑化に伴い、高齢、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野ごとでは対応が困難なケースが浮き彫りになっています。
- 国は区市町村に対し、平成30（2018）年4月施行の改正社会福祉法により、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。令和3（2021）年4月には、包括的な支援体制を具現化する事業として、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

課 題

- 重層的支援体制整備事業は、自治体の規模や支援団体の数、既存の支援体制や取組により、全国一律の形になることはありません。既存の体制・資源を生かしつつ、各自治体の現状・ニーズに合った支援体制の構築が必要です。
- 重層的支援体制整備事業の実施には、多様な主体による理解と協働が必要です。

→重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業です。

重層的支援体制整備事業とは、各自治体において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。



出典：厚生労働省「改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業の創設について」

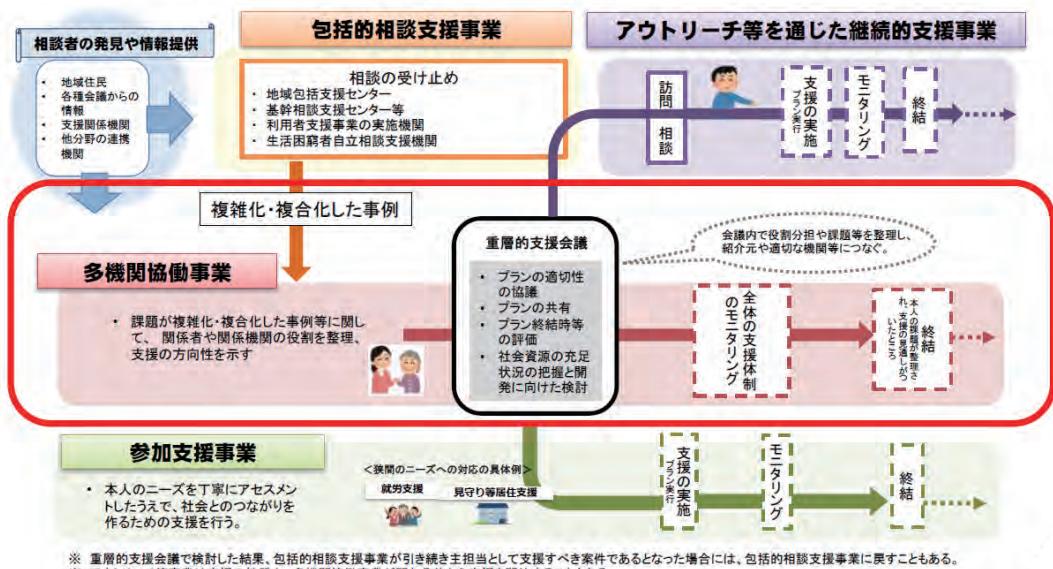


個別支援における具体的な支援フローは次のとおりです。まずは、各相談機関が相談者本人や世帯の状況に関わらず包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、福祉サービス等の情報提供等を行います（包括的相談支援事業）。

受け止めた相談のうち、問題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な場合は、多機関協働事業において、関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の調整を行い、支援プランを作成します。

必要に応じて、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、継続的に伴走し、参加支援事業により、本人や世帯の状況に合わせ、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施します。

加えて、地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化します。

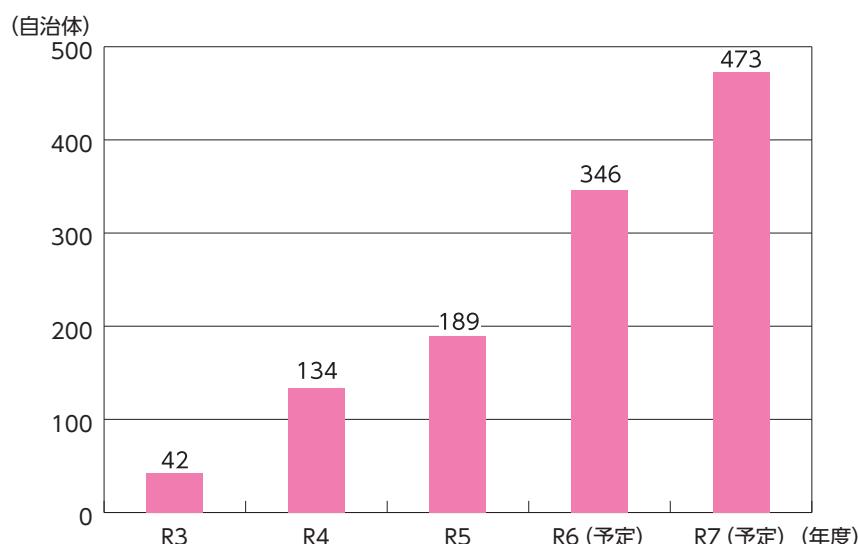


出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について」

→ 重層的支援体制整備事業を実施する自治体は、年々増加しています。

令和5(2023)年度に重層的支援体制整備事業を実施した自治体は189自治体であり、事業創設以降、年々増加しています。

重層的支援体制整備事業を実施する自治体の推移



※令和6年度は令和5年10月現在の実施予定自治体数、令和7年度は令和6年10月現在の実施予定自治体数です。

出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業実施自治体一覧」

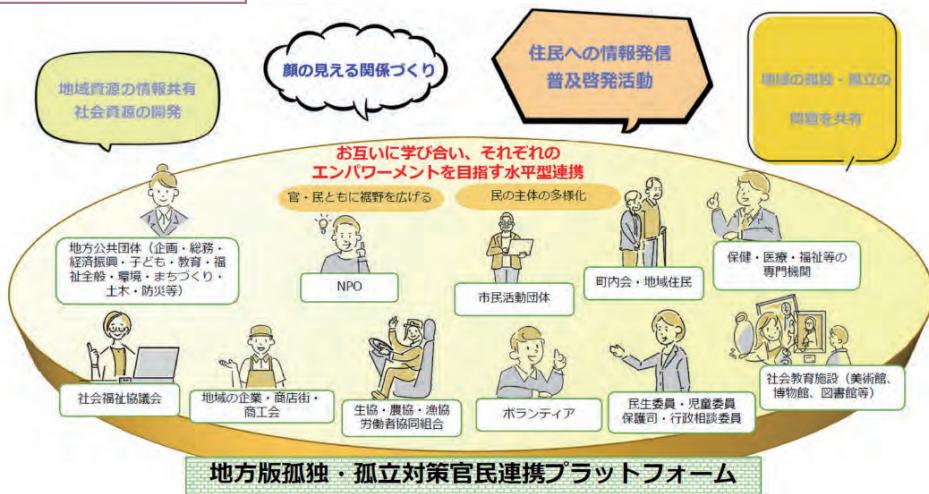
→孤独・孤立対策の促進にもつながります。

国は、社会環境の変化による人と人との「つながり」の希薄化、単身世帯や単身高齢世帯の増加による孤独・孤立の問題の深刻化を背景に、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指して、令和6(2024)年4月に「孤独・孤立対策推進法」を施行しました。

ひきこもり状態にある人、妊娠・出産期の女性、子育て期の親、不登校の児童・生徒、ケアラー、高齢者等、多様な形がある孤独・孤立の問題については、当事者や家族等の状況等に応じて、多様なアプローチや手法により対応することが求められます。

重層的支援体制整備事業の推進は、孤独・孤立対策と目指す方向性を同じくするものであり、孤独・孤立の問題への対処や、予防の観点からの取組の推進につながるものと考えられます。

孤独・孤立対策の取組イメージ



出典：厚生労働省「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 別紙」(令和6年6月)

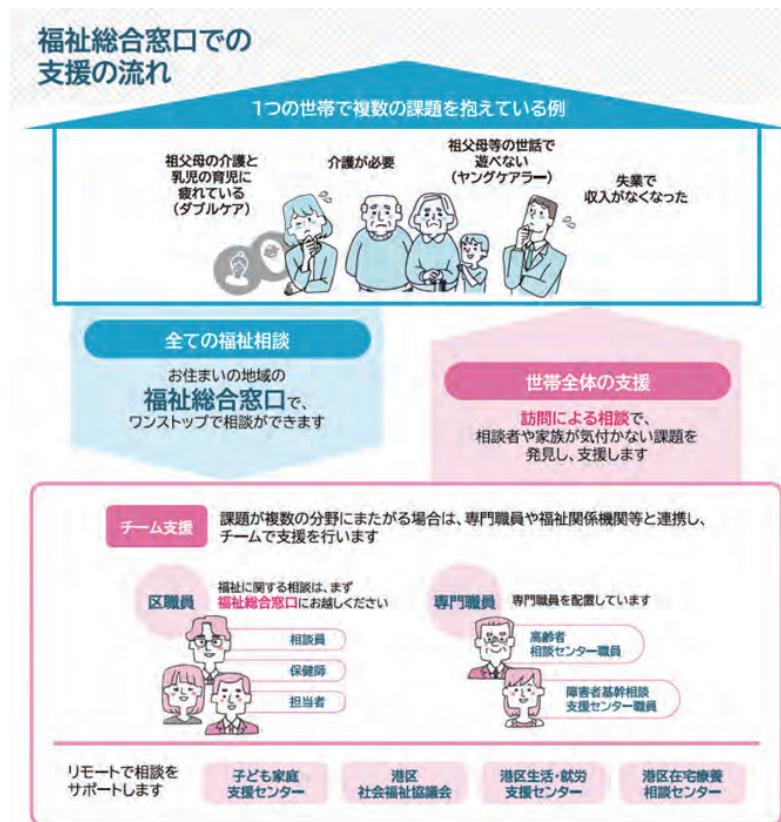
港区の取組状況

港区では、福祉の更なる充実に向けた取組を進めています。ここでは、その一部を紹介します。

● 福祉総合窓口の設置

区では、令和4(2022)年8月に、区民に最も身近な総合支所に、福祉総合窓口を設置し、ワンストップであらゆる福祉相談を受け止める包括的な相談支援体制を整備しました。

保健師、高齢者相談センター職員及び障害者基幹相談支援センター職員が常駐して専門性の高い相談対応を行っており、複雑化・複合化した課題に対しては、チームで対応します。また、様々な福祉関係機関等に、必要に応じて電話やオンラインなどのリモートで取り次ぎ、迅速かつ適切な支援につなげます。



● 重層的支援体制整備事業の試行実施

重層的支援体制整備事業の令和7年度本格実施に向けて、令和6(2024)年6月から①多機関協働事業、②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、③参加支援事業の3事業について、試行で実施し、複雑化・複合化した事例の収集及び実態把握を行うとともに、本格実施に向けた課題の抽出及び検証に取り組んでいます。

■ヤングケアラーの早期発見と多面的な支援

現状と課題

現 状

- 全国の小学6年生、中学2年生及び高校2年生を対象とした調査によると、自分が世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%となっています。
- ヤングケアラーが生まれる背景には、少子化や高齢化、核家族化の進展、共働き世帯の増加、働き方の多様化などがあります。
- 国は、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置づけがなく、地方自治体ごとに取組の進捗状況や支援内容にはばらつきがあったことから、令和6(2024)年6月に、改正子ども・若者育成支援推進法を施行し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」としてヤングケアラーを明記し、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に定めました。

課 題

- ヤングケアラーとその家族が求める支援は、家庭により異なります。一人ひとりの家庭に合わせたきめ細かな寄り添いと支援が必要です。
- ヤングケアラーは、子どもらしく自分の時間を過ごすことができず、心身の健康を維持できなくなることがあります。また、将来、ビジネスケアラー（仕事をしながら家族の介護に従事する人）やダブルケアラー（育児と介護を同時に引き受ける人）になる可能性があります。そのため、行政だけでなく、地域の人々の見守りにより、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげることが必要です。

→ 港区では、中学生の1割程度が家族の世話をしています。

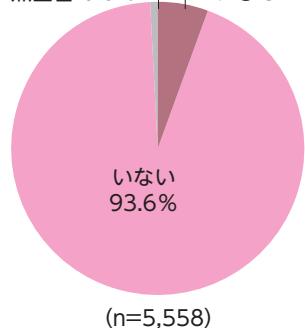
全国の中学生と高校生を対象とした調査によると、自分が世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生が4.1%となっています。

また、港区の中学生と高校生世代を対象とした調査によると、自分が世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学生が10.6%、高校生世代が6.0%となっています。

自分が世話をしている家族が「いる」子どもの割合

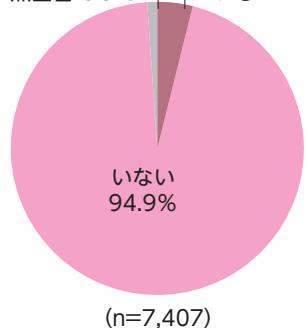
【全国】中学2年生

無回答 0.6%



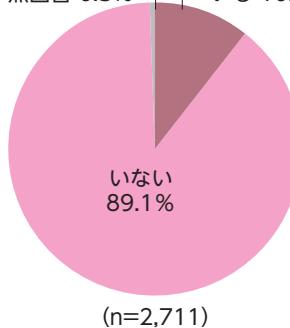
【全国】全日制高校2年生

無回答 0.9%



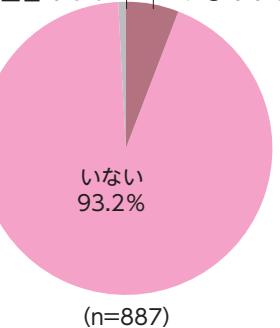
【港区】中学生

無回答 0.3%



【港区】高校生世代

無回答 0.8%



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和3年3月)を基に作成

出典：港区「港区ヤングケアラー実態調査報告書」(令和5年3月)を基に作成

参考

・ヤングケアラーの実態に関する調査研究(中学生・高校生を対象とした調査)の概要

調査主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査対象者・有効回答数:

全国の公立中学校(層化無作為抽出により抽出)に在籍する中学2年生 5,558人

全国の公立全日制高校(層化無作為抽出により抽出)に在籍する高校2年生 7,407人

公立定時制高校(各都道府県1校)に在籍する高校2年生相当 366人

公立通信制高校(各都道府県1校)に在籍する生徒 446人

調査時期:中学生、全日制高校生、定時制高校生 令和2年12月～令和3年1月

通信制高校生 令和3年1月～2月

・港区ヤングケアラー実態調査(中学生・高校生世代を対象とした調査)の概要

調査主体:港区

調査対象者:区内在住の中学生 5,761人、区内在住の高校生世代 4,813人

調査時期:令和4年9月～10月

回収数・回収率:

区内在住の中学生 2,711人・47.1%

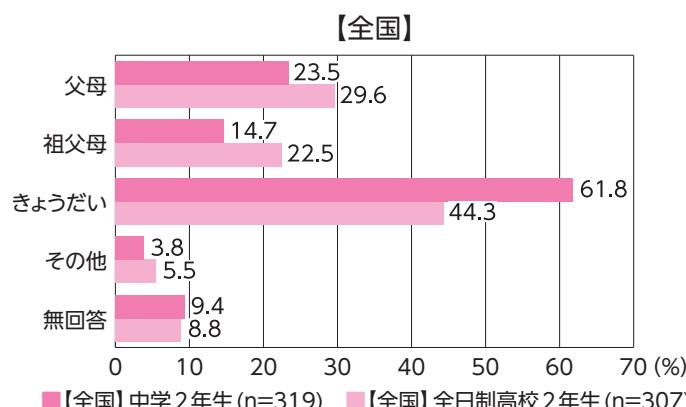
区内在住の高校生世代 887人・18.4%

→ 家族の世話をしている港区の子どもの半数以上が、きょうだいの世話をしています。

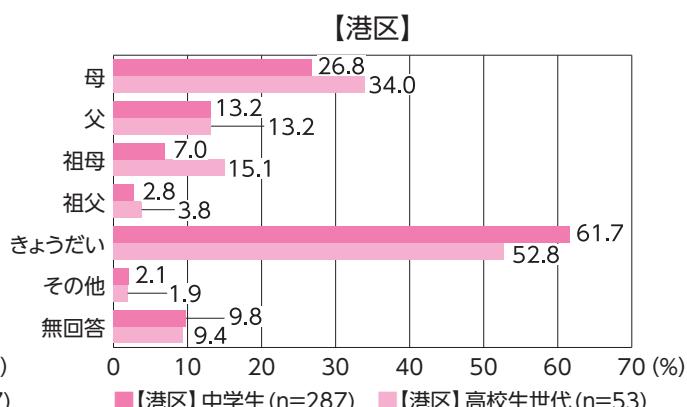
全国の中学生と高校生で家族の世話をしていると回答した子どものうち、きょうだいを世話している子どもは、中学2年生が61.8%、全日制高校2年生が44.3%となっています。

また、港区の中学生と高校生世代で家族の世話をしていると回答した子どものうち、きょうだいを世話している子どもは、中学生が61.7%、高校生世代が52.8%となっています。

自分が世話をしている家族が「いる」と回答した子どものうち、世話を必要としている人(複数回答)



出典: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和3年3月)を基に作成



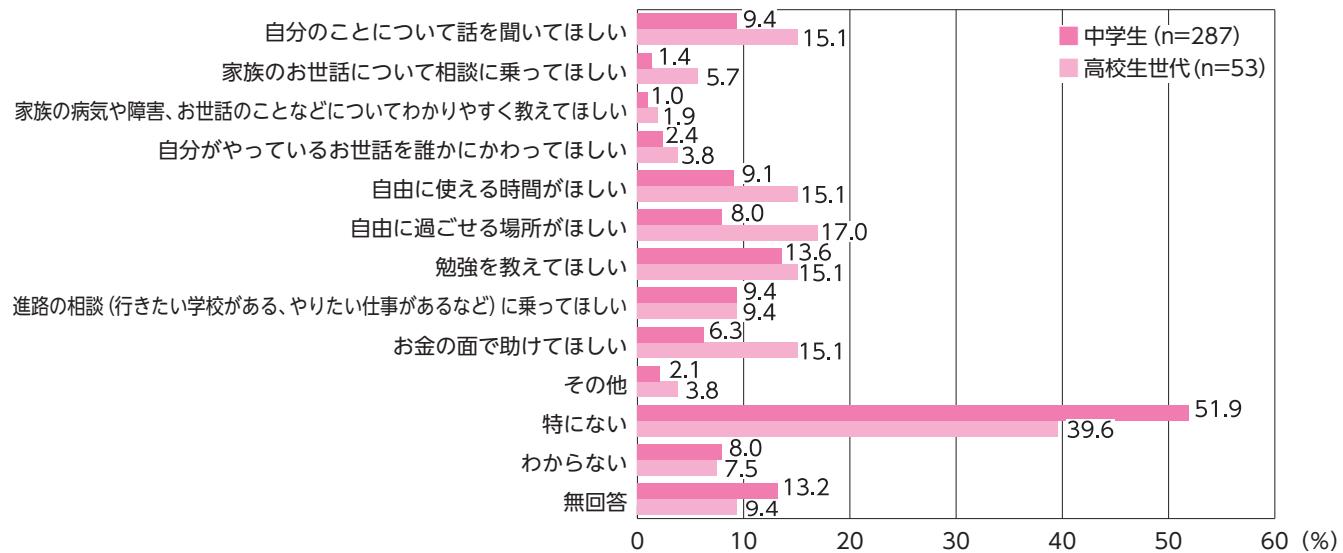
出典: 港区「港区ヤングケアラー実態調査報告書」(令和5年3月)を基に作成

→ 家族の世話をしている子どもは、「自分のことについて話を聞いてほしい」「勉強を教えてほしい」など、多様な支援を求めています。

港区の調査で家族の世話をしていると回答した中学生と高校生世代が学校や周囲の大人に求める支援は、「特ない」が最も高く、4～5割程度を占めています。

次いで、中学生は「勉強を教えてほしい」「自分のことについて話を聞いてほしい」「進路の相談（行きたい学校がある、やりたい仕事があるなど）に乗ってほしい」、高校生世代は「自由に過ごせる場所がほしい」「自分のことについて話を聞いてほしい」「自由に使える時間がほしい」「勉強を教えてほしい」「お金の面で助けてほしい」が高い割合となっており、家庭の状況に応じた様々な支援が求められていることが分かります。

自分が世話をしている家族が「いる」と回答した港区の子どもが求める支援（複数回答）



出典：港区「港区ヤングケアラー実態調査報告書」（令和5年3月）を基に作成

→ 区内事業所や区民の、ヤングケアラーに対する意識の向上に向けた取組が求められます。

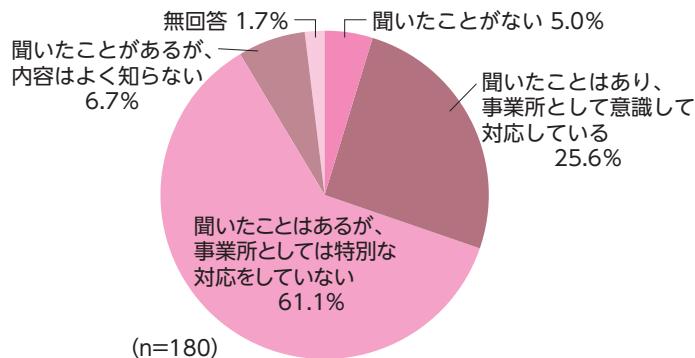
港区の高齢者や障害者、子育て家庭の支援に関わる事業所を対象とした調査によると、「ヤングケアラー」の認知度は、「聞いたことはあるが、事業所としては特別な対応をしていない」が61.1%で最も高い割合となっています。

また、全国の20歳以上を対象とした調査によると、ヤングケアラーについて「聞いたことがあり、内容も知っている」が29.8%である一方、「聞いたことはあるが、よく知らない」が22.3%、「聞いたことはない」が48.0%となっています。ヤングケアラーがいた場合の対応は、認知度が高いほど具体的な行動に結びつきやすく、認知度が低いほど「何もしない」「わからない」という割合が高くなっています。

ヤングケアラーの早期発見・支援には、行政だけでなく、学校、病院や警察、子どもやその家族と関わる機会のある事業所などの地域の関係機関及び地域住民の協力が必要不可欠であることから、区内事業所や区民のヤングケアラーに対する意識の向上に向けた取組が求められます。

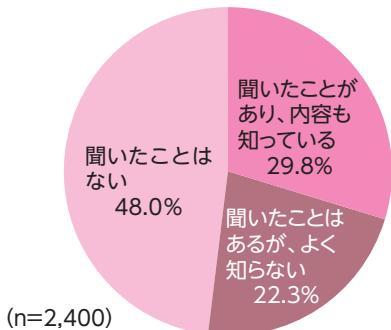
第3部 地域の支援者の協働による福祉体制の充実

港区の高齢者、障害者、子育て家庭の支援に関わる事業所の「ヤングケアラー」の認知度



出典：港区「港区ヤングケアラー実態調査報告書」(令和5年3月)を基に作成

全国のヤングケアラーの認知度



ヤングケアラーがいた場合の対応（ヤングケアラーの認知度別）

	関係機関に相談する	家族、知人、友人に相談する	本人に様子を聞く	何もしない	わからない	その他
聞いたことがあり、内容も知っている(n=686)	39.9	25.9	40.4	8.9	21.7	0.1
聞いたことはあるが、よく知らない(n=528)	21.8	18.8	23.1	17.0	36.6	0.8
聞いたことはない(n=1,143)	11.5	10.9	13.2	20.2	52.3	0.6

出典：株式会社 日本総合研究所「令和3年度子ども・子育て支援推進調査事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和4年3月)

参考 ヤングケアラーの実態に関する調査（一般国民対象）の概要

調査主体：株式会社 日本総合研究所

調査対象：WEBアンケート調査会社に登録されている、全国の20歳以上の男女

実施時期：令和3年12月

回収数：2,400人

ヤングケアラーに気づくための気づきツール

ヤングケアラーに気づくために

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。
また、ご自身やその家族が「ヤングケアラー」であることを認識していない、周囲が異常に気づいていても家庭の問題に対してどこまで介入すべきか分からなくなるなどの理由から、必要な支援にならなかったりケガもあります。
ヤングケアラーを把握し必要な対応を行うには、普段ケア対象者に接する、福祉・介護職員の皆さまや、医療従事者の皆さまの「気づき」が大切です。

気づきのヒント

家庭訪問等の様子	医療機関・窓口等での様子
<ul style="list-style-type: none"> ● ごども、若者が、ケア対象者の介護・介助をしている姿を見かけることがある ● ごども、若者が、日常の家事をしている姿を見かけることがある ● ごども・若者が、常にケア対象者の傍にいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● ケア対象者の病状や家族構成（子どもケア対象者のみである等）から、ごども・若者が介護・介助している姿を見かける ● ごども・若者が、実家の付き添い、やでいる姿を見かけることがある（平日には学校を休んで付き添いをしている等）

※引用元：日本版ヒントツール／本邦版・多文化版によるヤングケアラー実態ヒントツール（令和4年3月）より

ヤングケアラーの状態を知る

ヤングケアラーを支援につなげたっては、本人の意思を尊重すること、本人や家族との想いを第一に考えることが重要です。本人や家族との対話を中で緊急性を確認した上で、信頼関係を築きながら状況の把握をお願いします。

（以下、ヤングケアラーの状態を示す10枚のイラストと説明文）

ヤングケアラーの支援については
市區町村の「ごども家庭センター」
又は児童福祉担当部署までご連絡ください
（●●●—●●●—●●●●）

出典：こども家庭庁ホームページ
「ヤングケアラーについて」

港区の取組状況

港区では、ヤングケアラーに対する多様な支援を実施しています。

● ヤングケアラー支援コーディネーター

区では、令和5(2023)年4月に、ヤングケアラー支援コーディネーターを配置しました。

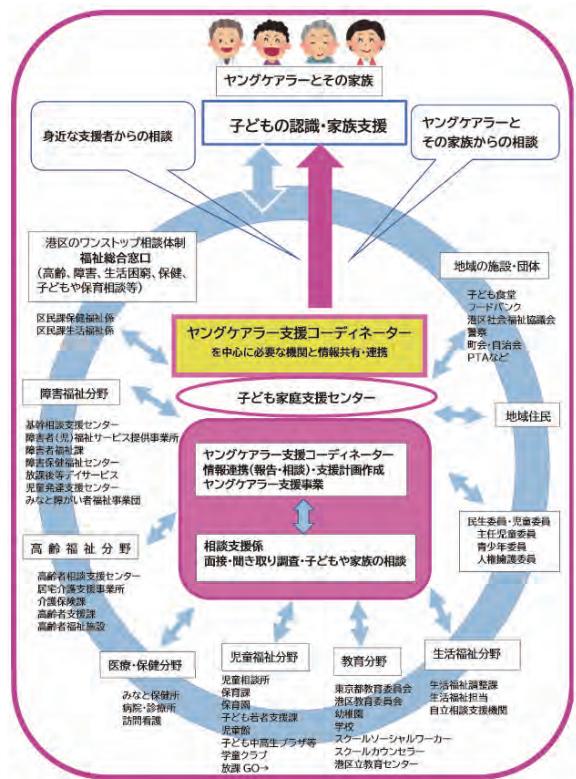
区内各相談窓口等からのヤングケアラーに関する相談への助言、ヤングケアラー支援に関する関係機関や民間団体との連携、ヤングケアラーに関する意識啓発を行っています。

● 港区ヤングケアラー支援ガイドライン

区が令和4(2022)年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、地域全体がヤングケアラーについて正しく理解し、子どもたちの変化にいち早く気づき、迅速に必要な支援につなげられるよう、令和6(2024)年3月、区独自のガイドラインを、学校、病院や警察などの地域の関係機関と協働で作成しました。ヤングケアラー支援において大切な点やヤングケアラーに気づくための視点、港区におけるヤングケアラー支援の流れなどをまとめており、地域の人々にも活用してもらえるよう、区ホームページで広く公表しています。



港区における、ヤングケアラーとその家族を支える関係機関と支援の流れの全体像



● ヤングケアラー支援サポーター養成講座

ヤングケアラーについて正しく理解し、地域でヤングケアラーや家族を見守る「サポーター」を養成するため、18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象に、ヤングケアラー支援サポーター養成講座を実施しています。

● ヤングケアラーを対象とした家事・育児支援

訪問支援者が自宅に訪問し、ヤングケアラーが日常的に行っている食事の準備、住居の掃除及び整理整頓、衣類の洗濯などの家事や育児を支援する事業です。こうした訪問支援に加え、1日に1回、子どもと同居家族の夕食を届ける配食支援も行っています。

● ヤングケアラーを対象とした外国語対応通訳派遣

日本語が苦手な家族のために通訳をしているヤングケアラーのために、外国語対応通訳者を派遣する事業です。通訳言語は英語、中国語、韓国語等で、区内の官公庁、病院、子どもの通学・通園先など(利用者自宅は除く)で支援を行っています。

